

# 公益財団法人 市原国際奨学財団 奨学生規約

市原国際奨学財団の目的は、奨学生に対する経済的な支援だけでなく、「国際社会に貢献できる有用な人材を育成・支援する」ことです。その為に奨学生に求めているのは、ただ奨学金を受領するだけで終わらないように、「異文化理解」と「奨学生同士の交流」に努め優秀なグローバル人材を目指してください。

奨学生に守ってもらう項目は、この「奨学生規約」に記載されていますので、奨学生として守るべき事を心得てください。

## 1. 次のような場合は、奨学金受領資格の喪失となり、奨学金が打ち切りとなります。

- (1) 在学している大学／大学院における学籍を失った場合
- (2) 他の給付型奨学金を重複受給した場合
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたと認められた場合
- (4) 傷い疾病等のため成績の見込みがなくなると認められた場合
- (5) 学業成績又は操行が不良になったと認められた場合
- (6) 留学生として資格を失った場合（外国人留学生のみ）
- (7) 倫理に反する行為が認められた場合
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- (9) 奨学生としてふさわしくない行為があった場合
- (10) 必要書類の提出遅れが3回以上続いた場合
- (11) 誓約書の提出がされない場合
- (12) 奨学生交流会等の行事を無断で欠席した場合

## 2. 次のような場合は、奨学金の休止となります。

- (1) 休学、又は長期にわたって在学している大学／大学院を欠席した場合
- (2) 学業、性行等の状況により指導上必要があると認めた場合
- (3) 学則により、処分を受けた場合
- (4) 奨学生交流会を欠席した場合（詳細は第5項目を参照）
- (5) 財団事務局への必要な書類が提出されない場合や、提出締切が守られない場合
  - ①奨学金受領書、生活状況報告書、行事感想レポート等々
  - ②その他（行事欠席届、海外渡航届、住所変更届、奨学金振込口座変更届、休学届）の届出等々の書類

## 3. 個人情報取り扱い等について

- (1) 応募に関連して提供された個人情報は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し、下記各項目の目的にのみ利用します（法令などにより提供を求められた場合を除きます）。
  - ①当事業の審査及び審査に関する事務連絡、通知等に利用します。
  - ②審査後、選択された方については、引き続き、事務連絡等に利用します。
  - ③当公財が実施する事業の募集・案内等の連絡に利用します。

## 4. 交付期間中の事故の取り扱い等について

- (1) 当事業の実施期間中に生じた傷害や疾病等を含むあらゆる事故等について、当公財は一切責任を負いません。

## 5. 次のような場合は、奨学金が一時停止となります。

市原国際奨学財団は、「学業成績」だけでなく「国際親善」もできる総合的人間性を奨学生に求めています。その為、授与式を含め、年に数回奨学生交流会等の行事を開催し、コミュニケーションを通じて財団仲間のネットワークを深める場を設けています。

奨学生に対しては、原則、交流会等の行事への絶対参加を求めています。

- (1) 個人都合で奨学生交流会等の行事を欠席した場合、翌月1ヶ月分の奨学金が停止となり、翌々月分から再開します。

例：7月に予定されている交流会等の行事に、個人的理由での欠席が認められた場合、翌月8月分の奨学金が停止され、9月分より再開します。

- (2) 例外として交流会等の行事欠席が認められるケース

### ①出席が求められる大学の授業等に関連がある場合

交流会等の行事は基本週末に開催しますが、万が一、大学の教育活動（学会、留学等）・課外活動（資格試験等）・就職試験等と日程が重なりどうしても出席しなければいけない場合、事前に財団事務局に相談し、交流会等の行事欠席の許可をもらう必要があります。その際は、当公財指定の行事欠席届（大学の学生課、指導教授、受験票等の証明が必要）を事前に提出しなければなりません。

欠席届に証明記載ができない学校行事（例：個人的にクラスメイトと勉強会を行う等）は、認めません。

### ②病気の場合

・病気、入院、手術、術後の休養等の場合は、事前に財団事務局に相談し、交流会等の行事欠席の許可をもらう必要があります。その際は、当公財指定の行事欠席届と日本国内で発行された医師の診断書を事前に提出しなければなりません。（診断書がない場合、また、外国の診断書の場合は、認めません。）

・交流会等の行事当日に急病で欠席した場合、当公財指定の行事欠席届と交流会後2日間の日付で発行された診断書（医療機関の領収書など状況確認がとれる証明書（写し））又は資料、理由書（保証人（父母等）同意含む）を後日提出しなければなりません。

### ③弔事の場合

配偶者、子、自己の父母、配偶者の父母、自己の兄弟、自己の祖父母等の死亡の場合は、事前に財団事務局に相談し、交流会等の行事欠席の許可をもらう必要があります。その際は、当公財指定の行事欠席届とその事実を証明できる書類（医師が証明した「死亡診断書」、その他これらに準ずる葬儀の実施や死亡の事実）を提出しなければなりません。

- (3) 上記以外の理由（個人的都合）での欠席の場合

事前に財団事務局に相談し、当公財指定の行事欠席届を提出し欠席の許可をもらう必要があります。ただし、個人的都合での欠席は、許可されても翌月1ヶ月分の奨学金は停止となり、翌々月分から再開となります。

ただし、事務局に相談もなく事前・事後にかかわらず無断で交流会等の行事に欠席した場合は、理由を問わず、奨学金受領資格の喪失となり、奨学金が打切りとなります。